山口高等学校徳佐分校跡地活用に係る事業者選定委員会設置要綱

（目的）

第１条　山口高等学校徳佐分校跡地活用に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、山口高等学校徳佐分校跡地活用に係るプロポーザル方式による契約の相手方の決定に当たって、公正性、透明性を高め、中立かつ公平な立場から検討することを目的として設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長及び委員は、別表のとおりとする。

（委員会の業務）

第３条　委員会は、次の業務を所掌する。

（１）募集要項、評価基準及び評価項目に関すること

（２）提案書類の審査及び評価に関すること

（３）最優秀提案者及び次点提案者の選定に関すること

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５ 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

６　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な説明を求めることができる。

（守秘義務）

第５条　委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、農林水産政策課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月７日から施行する。

（別表）

区分	役職名
委員長	農林水産部次長
委　員	管財課長
委　員	農林水産政策課長
委　員	農業振興課長
委　員	学校運営・施設整備室次長